

ウル虎フリーローン 商品説明書

ご利用いただける方	<p>下記の条件をいずれも満たされる方</p> <p>①お申込時の年齢が満20歳以上満65歳未満の方であり、完済時の年齢満75歳以下の方</p> <p>②前年度年収150万円以上の方</p> <p>③日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>④当金庫が指定する保証会社（一般社団法人しんきん保証基金）の保証が受けられる方</p> <p>⑤当金庫の会員資格を有する方</p> <p>⑥当金庫の営業地域内にお住まいの方またはお勤めの方</p>
お使用みち	<p>自由（おまとめ資金も可能）</p> <p>※ただし、事業性資金は除きます。</p>
ご融資金額	10万円以上500万円以内（1万円単位）
ご融資期間	3ヵ月以上10年以内
ご融資金利	<p>変動金利型（当金庫住宅ローン最優遇金利連動）</p> <p>年4.00%・年5.00%・年6.00%・年7.50%・年9.50%</p> <p>※ご融資金利は申し込みの都度、審査結果によって上記金利のいずれかとなります。</p> <p>※実際のご融資金利は、お申込時点の金利ではなく、お借入時点の金利が適用となります。</p> <p>※ご融資金利には保証料が含まれています。</p> <p>※ご融資金利については「窓口」でお問い合わせください。</p> <p>※ご融資金利が下記の金利を下回った場合には、下記のご融資金利を下限とさせていただきます。</p> <p>①年4.00%の場合、年2.50%</p> <p>②年5.00%の場合、年3.50%</p> <p>③年6.00%の場合、年4.50%</p> <p>④年7.50%の場合、年6.00%</p> <p>⑤年9.50%の場合、年8.00%</p>
保証料	ご融資金利に含まれておりますので、保証会社へお支払いいただく必要はありません。
ご返済方法	<p>毎月元利均等分割返済（元金据置期間は6ヵ月以内）</p> <p>※ご融資金額の50%以内で半年毎の増額（ボーナス）返済の併用が可能です。</p>
リピーター優遇	本商品にリピーター優遇はありません。
連帯保証人・担保	<p>原則不要です。</p> <p>※ただし、保証会社が必要と認めた場合は、保証会社に対し連帯保証人が必要となります。</p>
保証会社	一般社団法人しんきん保証基金をご利用いただきます。
手数料	一部繰上返済、全額繰上返済、毎月の返済額の変更等、返済条件の変更をされる場合には当金庫所定の手数料が必要となります（手数料には消費税が含まれています）
ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証、顔写真付住民基本台帳カード、健康保険証（※）、パスポート、個人番号カードなど ②日本国籍以外の方は在留カード（永住許可のあるもの）もしくは特別永住証明書 ※健康保険証以外に別途住民票等が必要となります。 ・ 印鑑（お届け印） ・ 所得証明資料 <ul style="list-style-type: none"> 給与所得者の場合…「源泉徴収票」または「公的所得証明書」直近1年分 会社役員の場合…「公的所得証明書」直近1年分 個人事業主の場合…「納税証明書（その2）」または税務署受付印のある「確定申告書」直近1期分 ・ 連帯保証人が必要な場合：連帯保証人の印鑑証明書、印鑑（ご実印）

ウル虎フリーローン 商品説明書

<p>ご融資後の ご融資金利 見直しのルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫住宅ローン最優遇金利（以下、「基準金利」）を基準として変動します。 ・ご融資期間中の金利の見直しは年2回行ないます。 ・毎年4月1日および10月1日を基準日として見直しし、基準日における基準金利とその直前の金利変更基準日における基準金利とを比較し、差が生じた場合にその差と同一幅で変更します。 ・見直し後のご融資金利適用開始日 基準日以降最初に到来する6月又は12月の約定返済日の翌日から変更します。 半年毎の増額返済がある場合も同様とします。
<p>ご返済額の見直しの ルール</p>	<p>ご融資後の融資金利見直しとあわせて、毎年4月1日および10月1日を基準日として見直しし、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日からご返済額を変更いたします。 半年毎の増額返済がある場合も同様とします。</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>融資商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時 電話:06 - 6412 - 5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時 電話:03-3517-5825）にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引内容によっては、当金庫出資金をお申しいただき当金庫の会員となつていただく必要があります。 ・店頭でご返済額の試算をさせていただきますのでご相談ください。 ・お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望にそえない場合もございますので、ご了承ください。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承のうえお申込ください。 ・詳細については「窓口」までお問い合わせください。

(2019年3月1日現在)